

生活保護のしおり

このしおりは、生活保護制度について知っておいていただき
たいことを説明したものです。

わからないことや相談のある方は、須崎市福祉事務所におたず
ねください。

須崎市福祉事務所

も く じ

- 1 せいかつ ほご 生活保護とは ----- 1
- 2 せいかつ ほご う 生活保護を受けるにあたり----- 1
- 3 ほご けつてい 保護の決定 ----- 3
- 4 ほご かいし けつてい 保護の開始が決定したら----- 6
- 5 けんり ほしょう 権利として保障されること----- 7
- 6 ぎむ まも 義務として守らなければならないこと--- 7
- 7 ほご ひ へんかん 保護費の返還 ----- 10
- 8 ほご かん けつてい ふいふく 保護に関する決定に不服のあるとき---- 10
- 9 ほご じゅきゅうちゅう げんがく めんじょ 保護受給中に減額・免除されるもの-- 10
- 10 ほうもんちょうさかつどう ケースワーカーと訪問調査活動----- 11

1 生活保護とは

わたし いっしょう あいだ さまざま じじょう せいかつ こま
私たちの一生の間には、様々な事情で生活に困ってしまうことがあ
ります。

せいかつ ほ ご こま かた たい ていど おう ひつよう
生活保護は、このように困っている方に対して、その程度に応じ必要な
ほ ご おこな さいていげんと せいかつ ほしろう じりつ たす せいと
保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助ける制度で
す。

せいかつ ほ ご しんせい こくみん けんり せいかつ こま ばあい
生活保護の申請は国民の権利です。生活にお困りの場合は、どなたでも
しんせい
申請することができます。

2 生活保護を受けるにあたり

ほ ご う かた つぎ どりよく
保護を受ける方は、次のような努力をしてください。

これらの努力をしてもなお生活ができない場合に保護が受けられます。

(1) はたら 働 くことができる方は、能 力に 応じて 働 いてください。

(2) げんざい す じゅうきょ ほゆう みと しょうぶん
現在お住まいの住 居については保有は認められますが、処分
か ち たか ばあい ばいきゃく こうさく かしつ
価値が高い場合は売却してください。耕作や貸付けにより
しゅうえき え た はたけ さんりん ほゆう みと
収益を得ている田、畑、山林などについては保有が認められま
すが、こうさく 耕作していない場合や放置している場合は、売 却や賃貸
するよう してください。

※ じどうしゃ ほゆう しょう げんそく みと
自動車は、保有も使用も原則として認められません。ただし
しょう しょう じ こうきょうこうつうきかん りよう いちじる こんなん
障がい者(児)または公共交通機関の利用が著 しく困難な
ちいぎ きょじゅう かたとう つういん つうきんとう じどうしゃ ひつよう
地域に居住する方等が、通院や通勤等のため自動車を必要
とす ばあい ひつよう ようけん み ほゆう しょう みと
とする場合に、必要な要件を満たせば保有、使用が認められる
ばあい
場合がありますので、すさきしふくしじむしょ そうだん
須崎市福祉事務所に相談してください。

(3) 配偶者、親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は援助を受けてください。

※ 親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることによって、生活保護を受けられないということではありません。

なお、生活保護申請時などに、親族に対して援助の可能性について照会を行うことがありますが、虐待、家庭内暴力、借金を重ねている、交流が断絶されているなどの特別な事情がある場合は、照会を見合わせることもできるため、事前にご相談ください。

(4) ほかの公的な制度で利用できるものは、すべてそれらを優先して利用してください。

(たとえば、国民年金、厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険、傷病手当金、児童扶養手当、児童手当など)

生活保護法（昭和25年法律第144号）

（保護の補足性）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力

その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを

要件として行われる。

② 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

③ 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護

を行うことを妨げるものではない。

3 ほご けつてい 保護の決定

生活保護は、世帯を単位に決定します。したがって、いっしょに生活している世帯全員の収入と国が定めた最低生活費とを比べたうえで保護費が決められます。

ほご ひつよう せたい
保護が必要ではない世帯

ほご きじゆん
保護基準

ほご ひつよう せたい
保護が必要な世帯

しゅう にゅう 収入	
さいてい せいかつ ひ 最低生活費	
しゅう にゅう 収入	ほご ひ 保護費

- (1) 保護費には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助（高等学校の費用や就職に必要な資格取得のための費用など）、葬祭扶助の8種類があります。

また、このほかに、一時的な需要に応じるため、以下のような扶助（一時扶助）があります。ただし、一時扶助には一定の条件や上限額がありますので、事前に福祉事務所に相談してください。

- 被服費・・・①ふとん、被服（保護開始時や長期入院等から退院した際、ふとん類、衣類が全くないか使用できない場合）
 - ②新生児のための寝具、産着、おむつ など
 - ③おむつ（常時失禁状態の方）
- 家具什器費・・・保護開始時や長期入院等から退院した際、家具什器（冷房器具・暖房器具を含む）の持ち合わせがない場合
- 移送費・・・転居、肉親の葬儀などに行く交通費

じゅうたくいじひ やね たたみ すいどうせつび はいでんせつび かおく しゅうり
・住宅維持費・・・屋根、畳、水道設備、配電設備など家屋の修理
または補修をするときなど

(2) さいていせいかつひ せたい じょうきょう おう せたいいん しょくひ いるい
最低生活費とは、世帯の状況に応じ、世帯員の食費・衣類など
の生活費、教育に必要な教育費、家賃などの住宅費、医療費、介護
ほけん サービスを受けるための費用をあわせたものです。

(3) しゅうにゅう せたい しゅうにゅう
収入とは、あなたの世帯のすべての収入をいいます。

- ① はたら え しゅうにゅう きゅうりょう ないしょくしゅうにゅう のうぎょうしゅうにゅう
働いて得た収入（給料、内職収入、農業収入など）
- ② ねんきん てあて しゅうにゅう
年金、手当の収入
- ③ しおく しさん う か え しゅうにゅう
仕送りや、資産を売ったり貸したりして得た収入

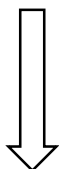
このうち、はたら え しゅうにゅう については、ひつよう けいひ
働いて得た収入については、必要な経費などにつ
いてい がく こうじょ すべ しゅうにゅうがく さいていせいかつひ くら
て一定の額を控除したうえで、全ての収入額と最低生活費を比べ
ることになります。

せいかつ ほ こ さいていせいかつひ ほ しょう あら しゃっきん
生活保護では最低生活費が保証されることから、新たに借金を
することは認められません。しゃっきん ばあい しゃっきんがく しゅうにゅう
借金をした場合、借金額が収入と
してにんてい ほごひ げんがく へんかん ほご ていし はいし
認定され、保護費の減額や返還、保護の停止や廃止につながる
ばあい しゃっきん
場合がありますので、借金はしないようにしてください。

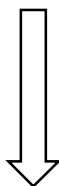
しおく しえん かね こめ やさい ぎょかいとう しょくりょうひん
仕送りや支援はお金だけではなく、米、野菜、魚介等の食料品な
ども しゅうにゅう がいとう しんこく
収入に該当するため、申告をしてください。

■ せいかつほごかいしなが 生活保護開始までの流れ ■

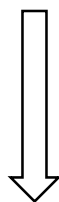
① **相談** そうだん
すさきし す せいかつほごかいしなが
須崎市にお住まいの方は、須崎市福祉事務所にお困りの
ないよう そうだん
内容をご相談ください。



② **申請** しんせい
せいかつほご しんせい いし かた せいかつほご しんせい
生活保護を申請する意思のある方は、生活保護の申請
しよるい すさきしふくしじむしょ ていしゆつ
書類を須崎市福祉事務所に提出します。



③ **調査** ちょうさ
せいかつほご しんせい
生活保護の申請をされますと、ケースワーカーがご自宅
うかが せいかつじょうきょう しさんじょうきょう ちょうさ
にお伺いして、生活状況、資産状況などを調査しま
ちょうさ けっか せいかつほご ひつよう しんさ
す。調査の結果をもとに、生活保護が必要かどうかを審査
します。



④ **開始** かいし
しゅうかんでいと しんさきかん へ せいかつほご かいし けつてい
2週間程度の審査期間を経て生活保護の開始が決定し
ほごひ しきゅう はじ
たら、保護費の支給が始まります。また、ケースワカ
じりつ む しどうえんじょ かいし
ーによる自立に向けた指導援助が開始されます。

4 保護の開始が決定したら

● 病院にかかるとき

- (1) 通院するときは、生活保護法の指定を受けた病院や診療所（以下「病院等」といいます。）に診療依頼書を持って行ってください。（診療依頼書は須崎市福祉事務所にあります。）
- (2) 令和8年4月よりお薬手帳（紙または電子版）の持参が原則義務化されましたので、病院受診の際は必ずご持参ください。
- (3) 医師からの指示により市外の病院を受診する際は、必要に応じて公共交通機関などの費用が支給されることがあるので、必ず事前に担当ケースワーカーに相談してください。
- (4) 入院・退院した場合は必ず須崎市福祉事務所に連絡してください。
- (5) 医療費は、保険適用内のものについては、原則自己負担は発生しません。

※ 注意

- ① 保護が開始になりますと、国民健康保険と後期高齢者医療保険の被保険者証は使用できませんので、必ず須崎市市民課保険医療係に返してください。（医療費については10割が医療扶助です。）
- ② 勤め先の健康保険などはこれまでどおり使用できますので、病院等にかかるときは診療依頼書とあわせて病院等に提示してください。（医療費については3割が医療扶助です。）
- ③ 通院治療を受ける場合は、近くの病院等を受診してください。
- ④ 気ままに病院等を変えたり、同じ病気で何か所も病院等を受診しないようにしてください。全額自己負担となる場合があります。

⑤ 本人支払額が発生した場合は、その金額を受診した病院等に
支払ってください。(世帯の最低生活費に対して世帯の収入が
上回る場合に発生することがあります。)

⑥ お薬の処方は、医師の指示がない場合、原則、後発医薬品(ジェネリック医薬品)での対応になります。

● 治療材料(メガネ、コルセットなど)や施術(柔道整復、あんま・
マッサージ、はり・きゅう)が必要なときは、支給可能なものもありま
すので、事前に須崎市福祉事務所に相談してください。

● 介護保険のサービスを受けるとき

(1) 介護保険のサービス利用が必要な方は、「要介護認定」を受ける
必要がありますので、須崎市長 寿介護課の介護保険係に相談し
てください。

(2) 介護認定を受けている方が受けた介護サービスの自己負担分が
介護扶助として、直接介護事業所に支払われます。

※ 注意

- ① 支給限度額を超える介護保険のサービスは、認められません。
- ② 本人支払額が発生した場合は、その金額を介護保険のサービ
スを受けた事業所に支払ってください。(世帯の最低生活費に対
して世帯の収入が上回る場合に発生することがあります。)

5 権利として保障されること

(1) 正当な理由なく、保護費を減らされることや保護を受けられな
くなることはありません。

(2) 保護費など生活保護により支給されたものに税金をかけられる
ことや、保護費や保護を受ける権利を差し押さえられることはあ
りません。

6 義務として守らなければならないこと

(1) 譲渡の禁止

保護を受ける権利を他人に譲ることはできません。

(2) 生活上の義務

- ① 働くことができる方は、能力にに応じて働いてください。
- ② むだな支出をせず、生活の維持、向上に努めてください。
- ③ 病気の方は一日も早く治るように治療に努めてください。

(3) 届出の義務

次のような場合など生活状況に変化があったときは、必ず速やかに届出をしてください。なお、事前に分かっていることについては、あらかじめ届け出てください。

- ① 入院したとき、退院したとき。
- ② 仕事についたとき、やめたとき、または仕事が変わったとき。
- ③ 収入（働きによる収入、年金、手当、仕送り、相続など、すべての収入）が増えたとき、減ったとき。（子どものアルバイト代を含む）
- ④ 年金や手当を受けるようになったとき。
- ⑤ 身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳を取得したとき。
- ⑥ 家族（一緒に生活する方）が増えたとき、減ったとき。
- ⑦ 転居するとき。一時的に住居を離れた場所で生活をするとき。
- ⑧ 家賃や地代が変わるとき。
- ⑨ 本人や家族の健康保険が使えるようになったとき。
- ⑩ 生命保険などの加入、解約等をするとき。
- ⑪ 交通事故、その他の災害にあったとき。
- ⑫ そのほか、家庭にかわったことがあったとき。

(4) 指示等に従う義務

あなたの生活の維持、向上その他の目的を達成するために、指導や指示をすることがありますので、そのときは従ってください。

※ 注意

① 事実とちがった申請をする、収入の申告をしないなど、不正な方法で保護を受けてはいけません。

このような場合には、不正受給として、受けた保護費（医療費（6ページ参照）を含む）を徴収します。

収入があったときには、必ず須崎市福祉事務所に申告をしてください。

② 自動車の保有、使用は原則として認められません。また、他人名義の自動車の使用も認められません。

（1ページもご覧ください。）

③ 保有が認められた資産を他人に譲渡してはいけません。価値のあるもの（土地や車など）を無償で譲渡してはいけません。

これらの注意事項は、保護を受ける方と須崎市福祉事務所の約束事ですので必ず守ってください。

また、須崎市がおこなう指導、指示には従い、調査には誠意を持って協力してください。

指導、指示に従わない場合、調査に協力しない場合には、保護が停止または廃止されることがあります。

不正受給となった場合、支給した保護費の額の1.4倍までの金額を徴収します。さらに詐欺罪などにより逮捕されることがあります。

7 保護費の返還

さしせまった事情のため、資力（すぐに換金できない資産など）があるにもかかわらず保護を受けた場合、またはいろいろな事情により保護費に払いすぎが生じた場合には、すでに支給された保護費（医療費（6ページ参照）を含む）の全部または一部を返していただきます。

たとえば、次のようなときです。

- (1) 生命保険の解約返戻金や保険金・入院給付金を受け取ったとき
- (2) 各種の年金、手当などをさかのぼって受け取ったとき
- (3) 交通事故の示談金、補償金、公共事業による補償金などを受け取ったとき
- (4) 財産を相続したとき
- (5) 土地や家屋、車などの資産を売却したとき

8 保護に関する決定に不服のあるとき

須崎市福祉事務所が行った保護の申請の却下、保護の変更・停止、または廃止などの決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から数えて3か月以内に、高知県知事に対し不服の申し立て（審査請求）をすることができます。

9 保護受給中に減額・免除されるもの

- (1) 国民年金の保険料は免除されます。須崎市市民課保険医療係に相談してください。
- (2) NHKの受信料は、申請すると免除されます。
- (3) 固定資産税は、減額または免除される場合があります。



10 ケースワーカーと訪問調査活動

須崎市福祉事務所のケースワーカーは、家庭訪問などをして生活状況を聞いたり、保護の決定に必要な調査を行ったりして、再び自分たちの力で生活できるように助言や指導を行います。

なお、家庭訪問したとき、あなたが不在の場合、連絡票を置くことがあります。連絡票に書かれていることは必ず守ってください。

秘密は守りますので、何か困ったことや、分からないことがありましたら、相談してください。

とあ
問い合わせ

<p>めいしょう 名称</p>	<p>おも ぎょうむ 主な業務</p>
<p>す さ き し ふ く し じ む し ょ 須崎市福祉事務所</p> <p>す さ き し や ま て ち ょ う 須崎市山手町1-7</p> <p> 0889-42-3691</p>	<p>せいかつ ほ こ かんする そうだん 生活保護に関する相談</p>
<p>す さ き し せいかつ し え ん そうごう そうだん 須崎市生活支援・総合相談センター ほっと</p> <p>す さ き し み な み ふ る い ち ま ち 須崎市南古市町6-3</p> <p> 0889-40-0358</p>	<p>せいかつ ほ こ い が い 生活保護以外のあらゆる こま かんする そうだん 困りごとに関する相談</p> <p>(せいかつ ほ こ う かた 生活保護を受けている方は ふくしじむしよ こそうだん 福祉事務所にご相談ください)</p>